

国保制度の概要、市国保の状況等について

各保険者の比較

	市町村国保 0～74歳	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度 75歳以上
保険者数 (令和4年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 (被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人)	2,838万人 (被保険者1,641万人 被扶養者1,197万人)	869万人 (被保険者477万人 被扶養者392万人)	1,843万人
加入者平均年齢 (令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%	1.6%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円	94.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和3年度)	93万円 (一世帯当たり 140万円)	169万円 (一世帯当たり(※3) 272万円)	237万円 (一世帯当たり(※3) 408万円)	252万円 (一世帯当たり(※3) 458万円)	88万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり 13.5万円)	12.2万円 <24.4万円> (被保険者一人当たり 19.6万円 <39.2万円>)	13.5万円 <29.5万円> (被保険者一人当たり 23.2万円 <50.8万円>)	14.2万円 <28.5万円> (被保険者一人当たり 25.9万円 <51.8万円>)	7.6万円
保険料負担率	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和5年度予算ベース)	4兆1,487億円 (国2兆9,879億円)	1兆2,630億円 (全額国費)	731億円 (全額国費)		8兆9,293億円 (国5兆4,653億円)

※ 医療保険に関する基礎資料（厚生労働省）

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和3年度税制に基づき算出)。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

医療費の一部負担（自己負担）割合について

- それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
 - ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割^(※)）。
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
 - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。

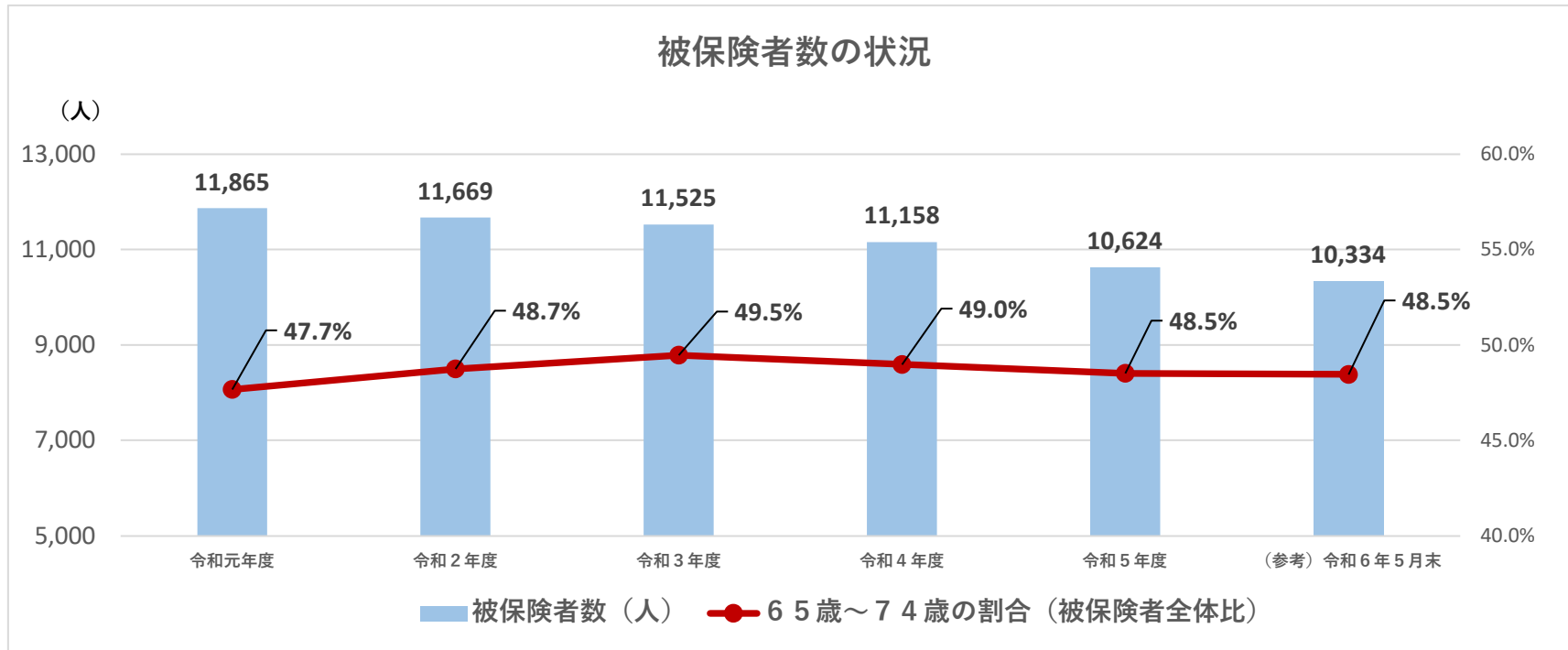
	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担
6歳 (義務教育就学後)	3割負担		
	2割負担		

保険給付分（医療費のうち自己負担分以外の費用）は、加入している保険者が負担

被保険者数の状況（古賀市国保）

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		（参考）令和6年5月末		
	人数	全体比	人数	全体比	人数	全体比	人数	全体比	人数	全体比	人数	全体比	
被保険者数（人）	11,865		11,669		11,525		11,158		10,624		10,334		
（内訳）	0～39歳	2,773	23.4%	2,659	22.8%	2,567	22.3%	2,520	22.6%	2,403	22.6%	2,300	22.3%
	40～64歳	3,436	29.0%	3,322	28.5%	3,257	28.3%	3,173	28.4%	3,067	28.9%	3,026	29.3%
	65～74歳	5,656	47.7%	5,688	48.7%	5,701	49.5%	5,465	49.0%	5,154	48.5%	5,008	48.5%
	※（65～69歳）	(2,562)	(21.6%)	(2,374)	(20.3%)	(2,251)	(19.5%)	(2,109)	(18.9%)	(1,989)	(18.7%)	(1,956)	(18.9%)
	※（70～74歳）	(3,094)	(26.1%)	(3,314)	(28.4%)	(3,450)	(29.9%)	(3,356)	(30.1%)	(3,165)	(29.8%)	(3,052)	(29.5%)
国保世帯数（世帯）	7,382		7,340		7,331		7,222		6,997		6,873		

・各年度の「被保険者数」及び「被保世帯数」は、当該年3月末から翌年2月末までの平均値

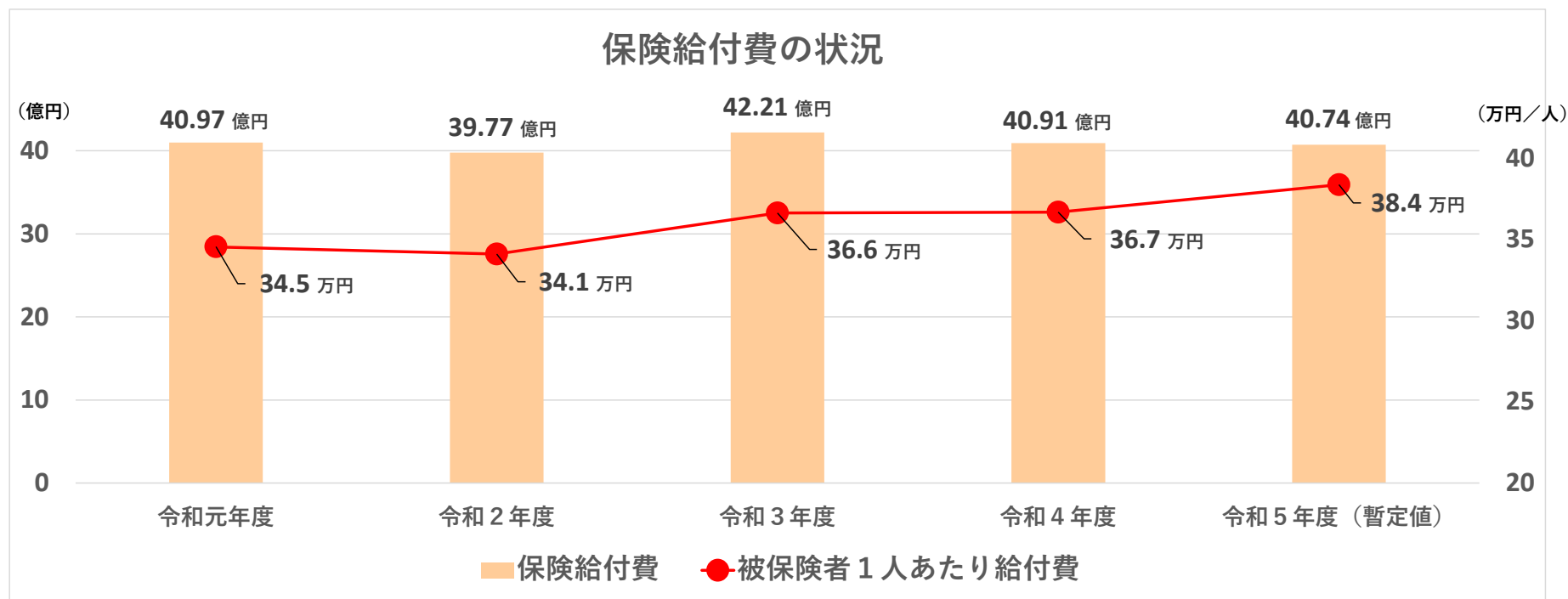


保険給付費の状況（古賀市国保の医療給付分）

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度（暫定値）		
	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合
保険給付費	4,097,457	345,340		3,977,073	340,824		4,220,762	366,227		4,091,373	366,676		4,074,448	383,514	
(内訳)															
0～64歳	1,491,169	240,162	(36.4%)	1,462,392	244,506	(36.8%)	1,509,136	259,124	(35.8%)	1,402,262	246,313	(34.3%)	1,470,902	268,904	(36.1%)
65～69歳	979,271	382,229	(23.9%)	833,567	351,123	(21.0%)	843,217	374,597	(20.0%)	889,918	421,962	(21.8%)	800,990	402,710	(19.7%)
70～74歳	1,627,017	525,862	(39.7%)	1,681,114	507,276	(42.3%)	1,868,409	541,568	(44.3%)	1,799,193	536,112	(44.0%)	1,802,555	569,528	(44.2%)

※ 国民健康保険事業状況報告書

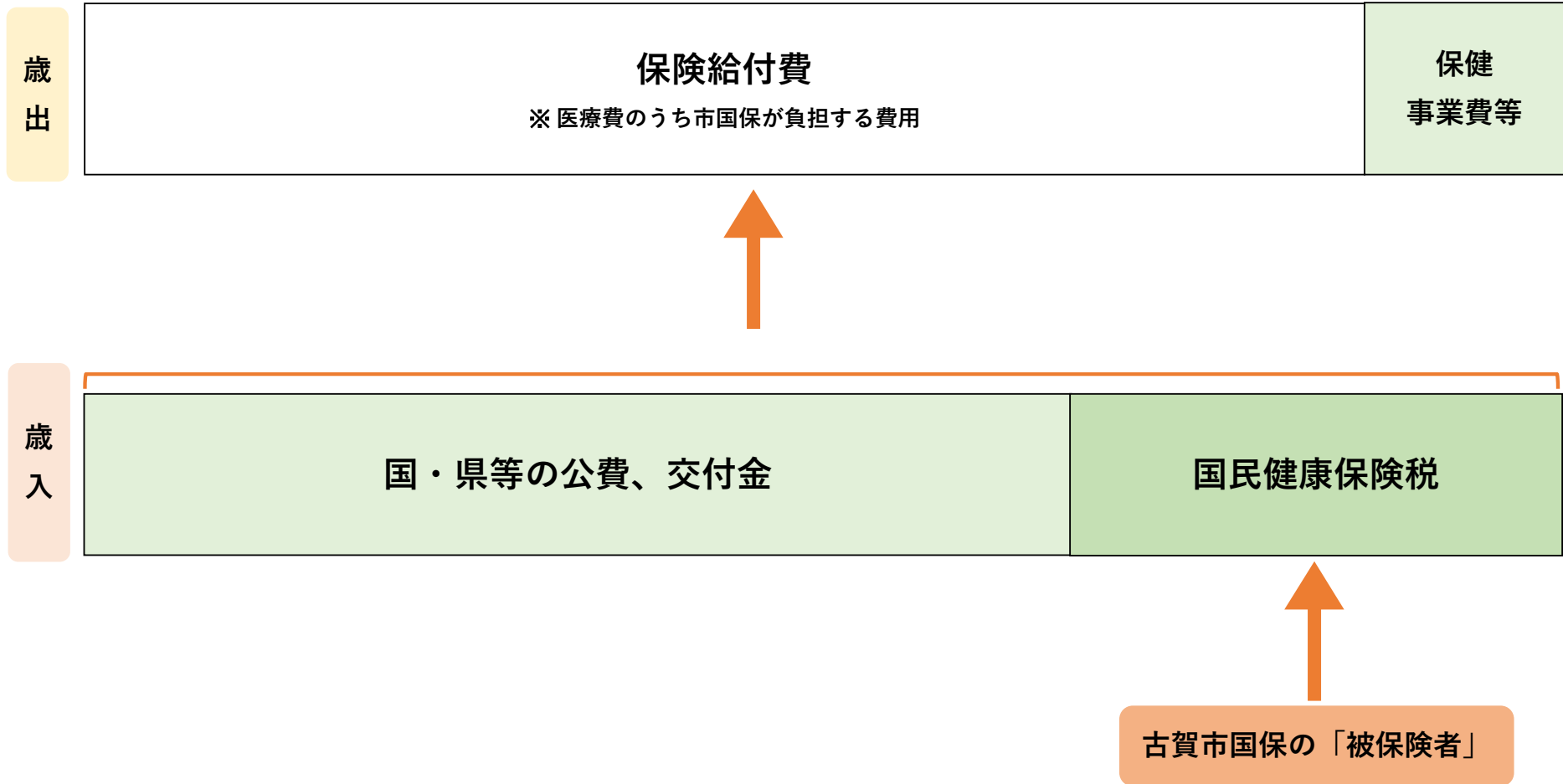
・ 上記の「保険給付費」は、医療費のうち市国保が負担した各年度の医療給付の金額（出産育児一時金や葬祭費等の給付を除く金額で、決算額とは異なる）



(平成29年度まで) 国民健康保険財政の仕組み

※ 保険給付費（医療給付）に関連する国保財政の仕組みを単純化して示したもの

古賀市

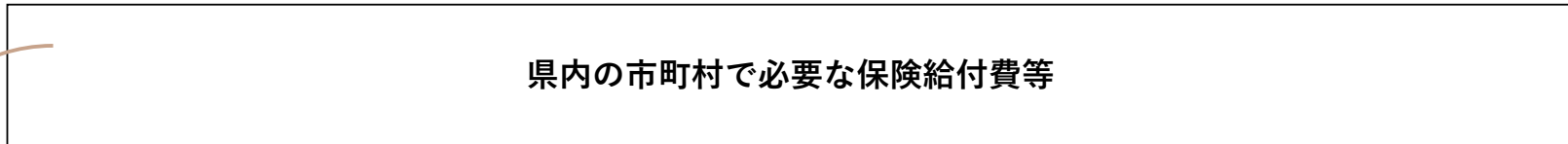


(現在) 国民健康保険財政の仕組み

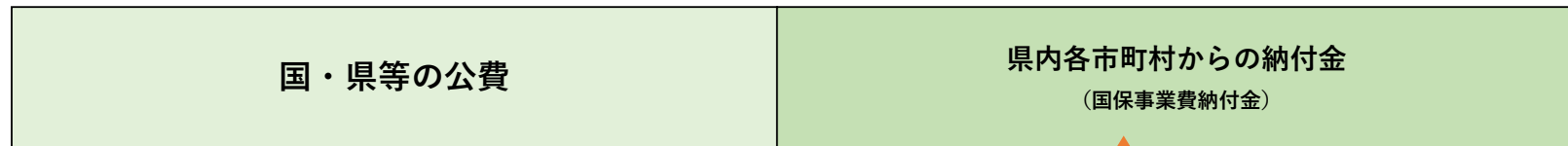
※ 保険給付費（医療給付）に関連する国保財政の仕組みを単純化して示したもの
 ※ 金額は令和6年度予算をもとに概算で表示

福岡県

歳出

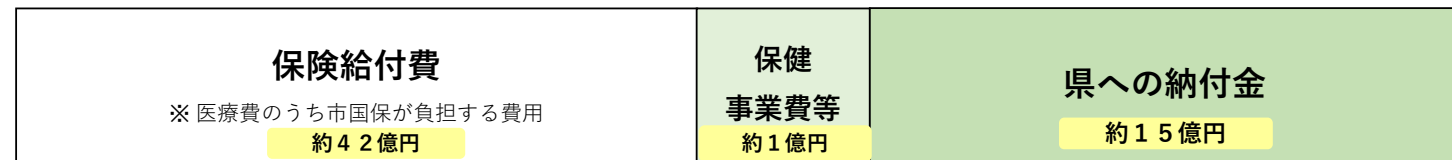


歳入

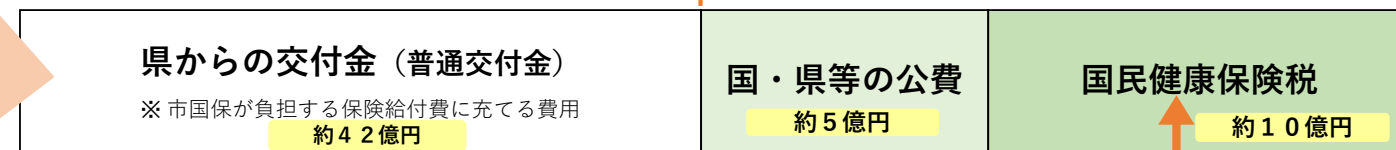


古賀市

歳出



歳入



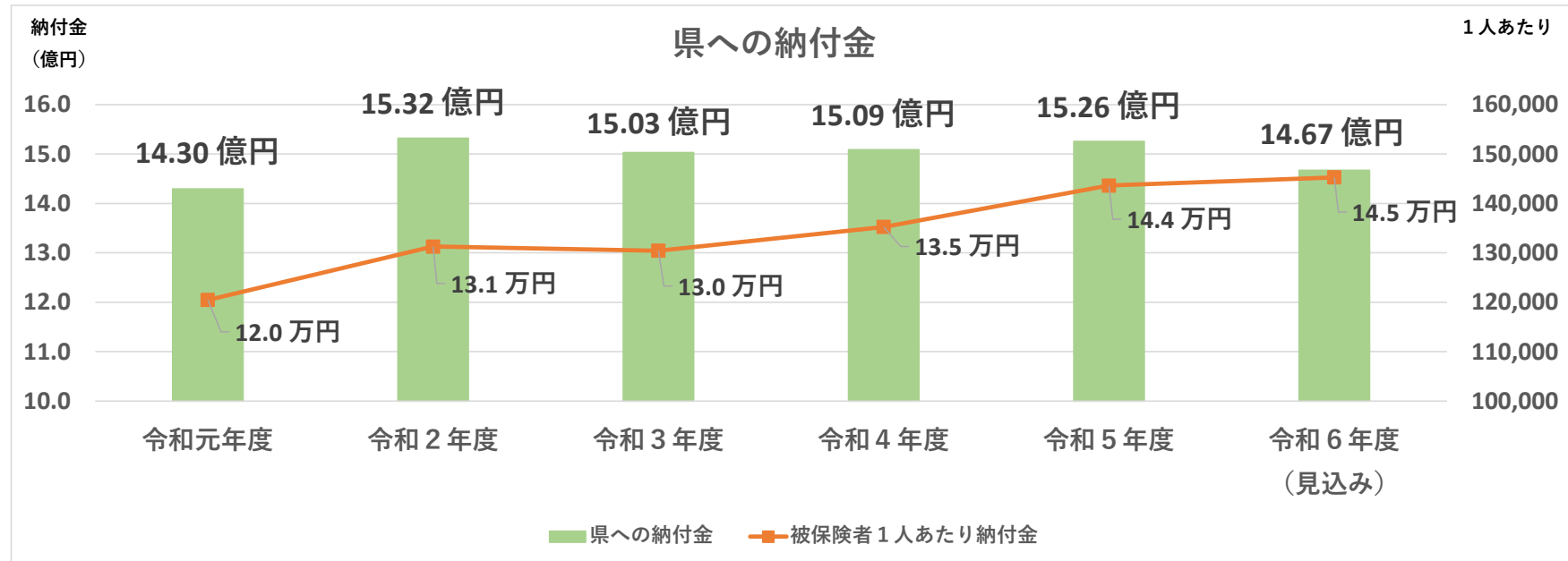
約1億円

基金
(不足分を補填)

古賀市国保の被保険者

県への納付金（古賀市 → 県）

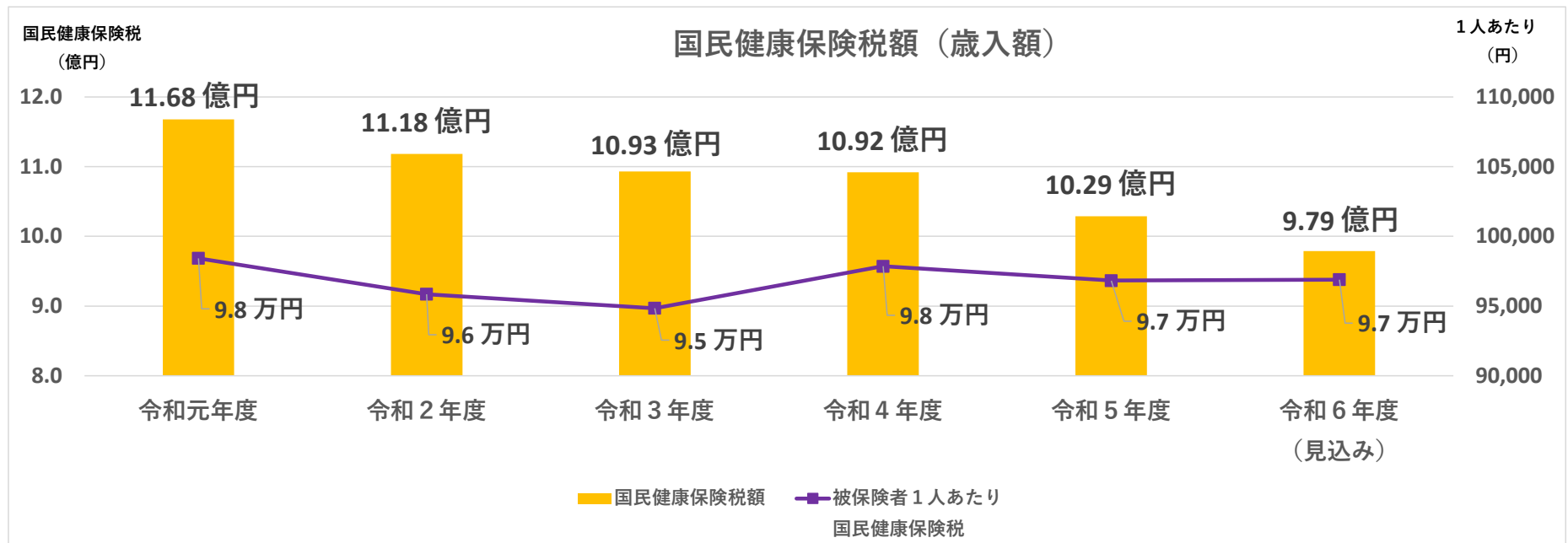
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
県への納付金	1,429,604 千円	1,531,782 千円	1,503,141 千円	1,509,023 千円	1,525,686 千円	1,467,250 千円	
（内訳）	医療給付費分	1,017,403 千円	1,095,832 千円	1,072,313 千円	1,080,981 千円	1,071,820 千円	1,010,217 千円
	後期高齢者支援金分	310,399 千円	332,166 千円	327,175 千円	324,029 千円	348,990 千円	352,941 千円
	介護納付金分	99,808 千円	103,686 千円	103,211 千円	103,675 千円	104,876 千円	104,091 千円
	その他（過年度分の調整等）	1,994 千円	99 千円	442 千円	338 千円	0 千円	0 千円
被保険者数（年度平均）	11,865 人	11,669 人	11,525 人	11,158 人	10,624 人	10,100 人	
被保険者1人あたり納付金	120,489 円	131,269 円	130,424 円	135,241 円	143,608 円	145,272 円	



古賀市の国民健康保険税額（歳入額）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
国民健康保険税額	1,167,843 千円	1,118,338 千円	1,093,068 千円	1,091,816 千円	1,028,657 千円	978,675 千円	
(内訳)	医療給付費分	808,297 千円	775,698 千円	758,545 千円	756,054 千円	711,308 千円	676,385 千円
	後期高齢者支援金分	278,263 千円	266,896 千円	261,628 千円	261,455 千円	248,769 千円	234,601 千円
	介護納付金分	81,283 千円	75,744 千円	72,895 千円	74,307 千円	68,580 千円	67,689 千円
被保険者数（年度平均）	11,865 人	11,669 人	11,525 人	11,158 人	10,624 人	10,100 人	
被保険者1人あたり 国民健康保険税	98,428 円	95,838 円	94,843 円	97,850 円	96,824 円	96,899 円	

※ 国民健康保険税額は現年度分と滞納繰越分の合計



古賀市の国民健康保険税率の推移

	令和4年度～		平成30年度 ～令和3年度		平成28年度 ～平成29年度		～平成27年度
	税率	増減	税率	増減	税率	増減	税率
① 医療分							
ア) 所得割 (所得金額×税率)	8.4%	-	8.4%	(▼0.1%)	8.5%	(+1.5%)	7.0%
イ) 均等割 (1人あたり)	23,800 円	(+400円)	23,400 円	(▼600円)	24,000 円	-	24,000 円
ウ) 平等割 (1世帯あたり)	26,200 円	(+700円)	23,500 円	(▼500円)	24,000 円	-	24,000 円
② 後期高齢者支援金分							
ア) 所得割 (所得金額×税率)	2.9%	-	2.9%	(▼0.2%)	3.1%	(+1.1%)	2.0%
イ) 均等割 (1人あたり)	8,600 円	(+200円)	8,400 円	(+400円)	8,000 円	(+1,000円)	7,000 円
ウ) 平等割 (1世帯あたり)	9,400 円	(+900円)	8,500 円	(+500円)	8,000 円	(+1,000円)	7,000 円
③ 介護納付金分 (40～64歳)							
ア) 所得割 (所得金額×税率)	2.4%	-	2.4%	(▼0.5%)	2.9%	(+1.2%)	1.7%
イ) 均等割 (1人あたり)	13,600 円	(+400円)	13,200 円	(▼600円)	13,800 円	(+1,800円)	12,000 円
ウ) 平等割 (1世帯あたり)	-	-	-	-	-	-	-

※ 古賀市では、介護納付金分の「平等割 (1世帯あたり)」の税率は設定していない

	→ 税率増加
	→ 税率減少

① 医療分	→ 市国保が負担する医療費等の財源となる部分 (県への納付金の「医療分」の財源となる部分)
② 後期高齢者支援金分	→ 75歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援金 (県への納付金の「後期高齢者支援金分」の財源となる部分)
③ 介護納付金分	→ 40歳～64歳の介護保険料に相当 (県への納付金の「介護納付金分」の財源となる部分)

国民健康保険税額の算出例

【国保加入世帯例】

- ・ 2人世帯：（40～64歳）2人
- ・ 「給与収入」300万円

給与収入（1人）	3,000,000
給与所得	2,020,000

（世帯の2人のうち1人は、所得はゼロとする）

① 医療分

所得割	前年分所得の	8.4%	（基礎控除43万円）
均等割	1人あたり	23,800円	
平等割	1世帯あたり	26,200円	

$$\begin{aligned} &\rightarrow \left(\frac{\text{所得額}}{\text{基礎控除額}} \right) \times 8.4\% = \frac{2,020,000 \text{円} - 430,000 \text{円}}{2,020,000 \text{円}} \times 8.4\% = 133,560 \text{円} \text{ (所得割額)} \\ &\rightarrow \text{※ 1人あたり } 23,800 \text{円} \times 2 \text{人} = 47,600 \text{円} \text{ (均等割額)} \\ &\rightarrow \text{※ 1世帯あたり } 26,200 \text{円} \times 1 \text{世帯} = 26,200 \text{円} \text{ (平等割額)} \\ &\text{医療分合計} \quad \text{① } 207,300 \text{円} \text{ (合計)} \end{aligned}$$

※ 100円未満切り捨て

② 後期高齢者支援金分

所得割	前年分所得の	2.9%	（基礎控除43万円）
均等割	1人あたり	8,600円	
平等割	1世帯あたり	9,400円	

$$\begin{aligned} &\rightarrow \left(\frac{\text{所得額}}{\text{基礎控除額}} \right) \times 2.9\% = \frac{2,020,000 \text{円} - 430,000 \text{円}}{2,020,000 \text{円}} \times 2.9\% = 46,110 \text{円} \text{ (所得割額)} \\ &\rightarrow \text{※ 1人あたり } 8,600 \text{円} \times 2 \text{人} = 17,200 \text{円} \text{ (均等割額)} \\ &\rightarrow \text{※ 1世帯あたり } 9,400 \text{円} \times 1 \text{世帯} = 9,400 \text{円} \text{ (平等割額)} \\ &\text{後期高齢者支援金分合計} \quad \text{② } 72,700 \text{円} \text{ (合計)} \end{aligned}$$

※ 100円未満切り捨て

③ 介護納付金分（40歳～64歳）

所得割	前年分所得の	2.4%	（基礎控除43万円）
均等割	1人あたり	13,600円	

$$\begin{aligned} &\rightarrow \left(\frac{\text{所得額}}{\text{基礎控除額}} \right) \times 2.4\% = \frac{2,020,000 \text{円} - 430,000 \text{円}}{2,020,000 \text{円}} \times 2.4\% = 38,160 \text{円} \text{ (所得割額)} \\ &\rightarrow \text{※ 1人あたり } 13,600 \text{円} \times 2 \text{人} = 27,200 \text{円} \text{ (均等割額)} \\ &\text{介護分合計} \quad \text{③ } 65,300 \text{円} \text{ (合計)} \end{aligned}$$

※ 100円未満切り捨て

※ 古賀市では、介護納付金分の「平等割」（1世帯あたり）の税率は設定していません

- ・ 国民健康保険税は、世帯ごとに算出し、①医療分、②後期高齢者支援分、③介護分の合計額が国民健康保険税（年額）になります
- ・ 「所得割」は、所得額から43万円を基礎控除額として一律差し引いて計算します（所得額が43万円以上所得がある場合）
- ・ ①、②、③の所得割については、世帯の被保険者全員の所得を合計して計算します

国民健康保険税合計（年額） ※ ①+②+③

345,300円
約 28,800円/月

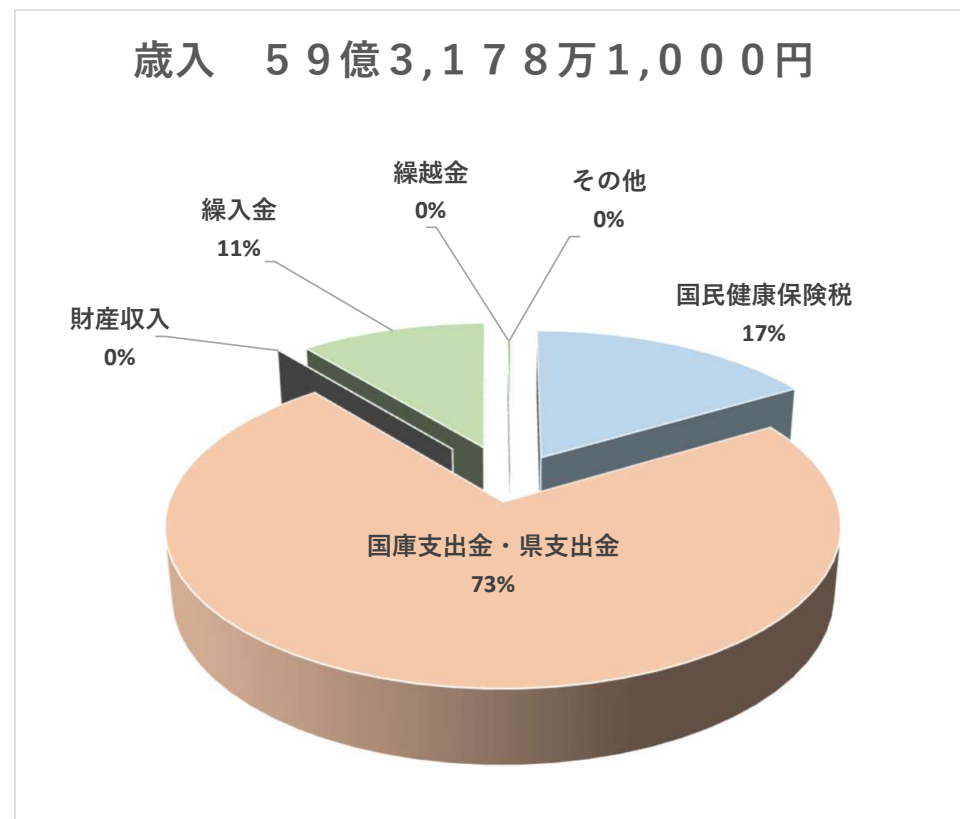
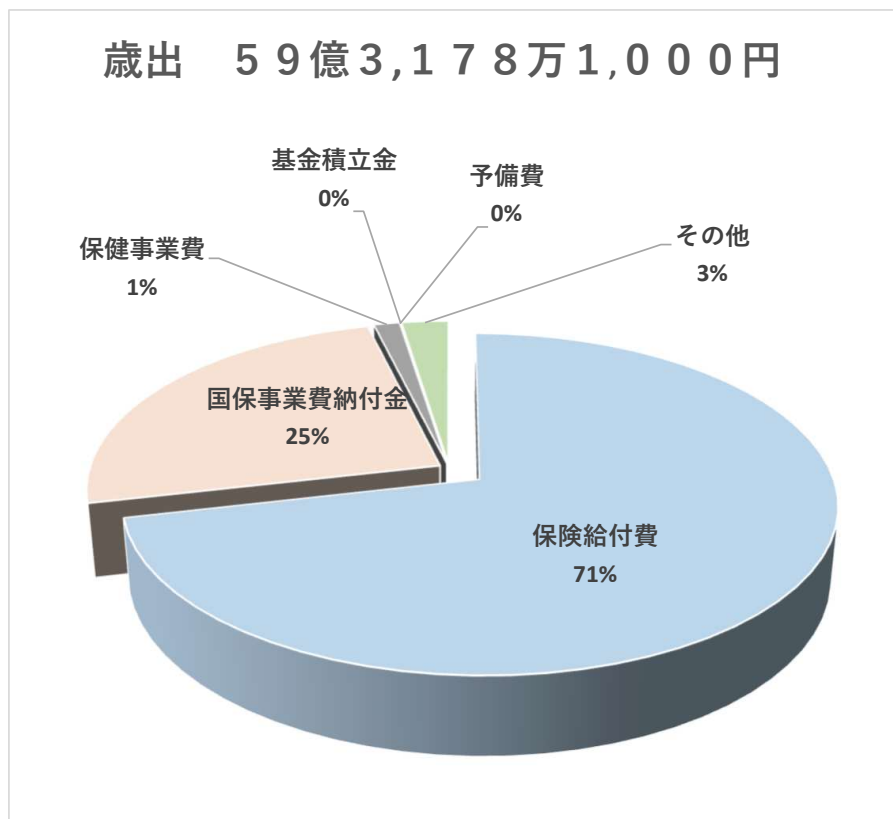
令和6年度当初予算（古賀市国民健康保険特別会計）

（1）当初予算内訳

歳出		(単位：千円)		
予算科目	① 令和6年度 当初予算	② 令和5年度 当初予算	増減 (①－②)	備考
保険給付費	4,236,509	4,372,409	▲ 135,900	
(内訳)				
(医療給付分)	(4,205,600)	(4,340,600)	(▲ 135,000)	
(その他)	(30,909)	(31,809)	(▲ 900)	・出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料等
国保事業費納付金	1,467,252	1,525,689	▲ 58,437	・県への納付金
保健事業費	79,831	84,466	▲ 4,635	・特定健診、医療費適正化等にかかる費用
基金積立金	945	472	473	・基金利子
予備費	2,000	2,000	0	
その他	145,244	125,274	19,970	・事務費、職員人件費、負担金等
(合計)	5,931,781	6,110,310	▲ 178,529	

歳入		(単位：千円)		
予算科目	③ 令和6年度 当初予算	④ 令和5年度 当初予算	増減 (③－④)	備考
国民健康保険税	978,675	1,047,903	▲ 69,228	
(内訳)				
(現年課税分)	(951,675)	(1,017,900)	(▲ 66,225)	
(現年課税分以外)	(27,000)	(30,003)	(▲ 3,003)	
国庫支出金 ・県支出金	4,305,467	4,436,254	▲ 130,787	
財産収入	945	472	473	・基金利子
繰入金	637,674	615,663	22,011	・うち国民健康保険財政調整基金からの取崩額、87,179千円
繰越金	1	1	0	
その他	9,019	10,017	▲ 998	・延滞金、返納金、負担金等
(合計)	5,931,781	6,110,310	▲ 178,529	

(2) 当初予算内訳グラフ



- ・ 保険給付費 保険適用の医療のうち自己負担分を除いた費用、その他一時金等
- ・ 国保事業費納付金 保険税等を財源とする県に支払う納付金
- ・ 保健事業費 特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・ 基金積立金 国民健康保険財政調整基金の利子積立の経費
- ・ 予備費 予備費
- ・ その他 職員人件費や納付書・保険証等発送等に係る事務費

- ・ 国民健康保険税 被保険者が負担する保険税
- ・ 国庫支出金 災害時等の補助金
- ・ 県支出金 保険給付費の全額、保険者努支援分等
- ・ 財産収入 国民健康保険財政調整基金の利子収入
- ・ 繰入金 保険税の法定軽減分、事務費等の繰入金
- ・ 繰越金 前年度からの繰越金
- ・ その他 延滞金、第三者納付金等

国民健康保険税に関する令和6年度への申し送り事項

令和5年度の国保運営協議会での協議内容

① 税率改定の時期

- ・令和6年度以降も国保税収は減少する一方で県への納付金額は下がらないことが予想され、単年度での収支マイナスは年々増加していくことが見込まれるため、今後の見通しや予測される変動要素などの把握を行った上で、税率改定に向けた協議は、前回改定から3年となる令和6年度に行うことを基本とする。

(令和6年度の国保運営協議会において、令和7年度からの税率改定について検討)

② 県が示す標準税率への調整

- ・本市の税率は、県が示す標準税率に比べて特に「応益割（均等割、平等割）」が低い状況にあるため、将来の「県内保険税率の完全統一」を念頭に置いて、税率の激変が生じないように、県が示す標準税率に徐々に近づける必要がある。

③ 国保税の区分ごとの収支の調整（「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」）

- ・税率改定の検討を行う場合は、国保税の区分（「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」）ごとに収支バランスがとれるように税率を調整をする必要がある。

特に、「介護納付金分」は負担する年齢層が限られており（40歳～64歳）、収支を意識する必要がある。

④ 基金の活用

- ・現基金残高は約5億円であり、令和6年度までに一部取り崩しが生じる見込みではあるが、税率改定を行う場合には基金を可能な範囲で活用することで、税率の激変を緩和するための検討を行う。